

岡谷市民病院指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 岡谷市民病院（以下「病院」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の事業に従事する介護支援専門員及びその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は要支援状態（次条において「要介護状態等」という）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業に従事する介護支援専門員等は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス及び保健医療サービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努め、地域包括支援センター委託支援および困難事例に関しても受け入れを行うものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 岡谷市民病院居宅介護支援事業所
- （2） 所在地 岡谷市本町四丁目11番33号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤、介護支援専門員と兼務、主任介護支援専門員）
管理者は、病院の事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- （2） 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- （3） 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要及びその他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成及び変更
- (2) 利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者等との連携
- (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供
- (4) 介護保険給付の管理
- (5) 要介護認定等の申請に係る援助

3 使用する課題分析表は、MDS－HC方式とする。

4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、岡谷市民病院在宅ケアセンター面談室及び利用者宅、その他必要と認められる場所とする。

5 介護支援専門員は、月1回以上利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果記録および経過記録を月1回以上行うこととする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、岡谷市外への自動車を使用した場合は、1回510円を交通費として徴収する。ただし、中山間地域に居住する者に対するサービス提供加算を適用する場合は除く。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡谷市、中山間地域とする。

(記録の保存)

第9条 サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保存する。また、苦情及び事故に関する記録は、保存期間を5年間とする。なお、完結の日とは個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日とする。

(その他の運営についての重要事項)

第10条 病院は、事業に従事する介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
- (2) 資質向上等研修 年6回以上
(内容：災害時業務継続計画、虐待対応、身体拘束、ヤングケアラー等)

(3) 介護支援専門員法定研修

- 2 研究、教育、研修を行い、介護支援専門員の育成を行う。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 4 従業者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、岡谷市民病院病院長と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。